



日本政策金融公庫 劣後ローン開始!!

日本政策金融公庫（国民生活事業）は、地域経済を活性化させる事業に取り組む小規模企業の支援（創業及び新規事業進出等）を強化するため、平成21年2月23日（月）から「挑戦支援融資制度（劣後ローン）」の取扱いを開始しています。

この制度は、“劣後特約”を有するなどの特徴があり、民間金融機関からの円滑な資金調達が期待できます。つまり、この劣後特約とは、借り手の企業が法的倒産手続の開始決定が裁判所によってなされた場合、この融資の償還順位が他のすべての民間金融機関等の融資に劣後するという意味なのです。それと・・・、繰上償還や返済方法の変更（期日変更を除く。）は原則できない、とされていますのでご注意ください。また、融資後完済までの間、毎期、公庫から経営状況に関するモニタリングを受ける必要があります。

この制度は、返済期間10年（税務申告を2期終えていない場合は7年）の期限一括返済となっており、例えば経営革新計画の承認を受けて新事業を立ち上げたものの、事業が軌道に乗るまで数年の期間が必要で元金の割賦払いをする余裕がない企業などには利用しやすいものです。

<概要>

- ・融資額：2000万円（又は1000万円）
- ・返済期間：10年（又は7年）
- ・利率：5.3%
- ・保証人・担保：不要

http://www.k.jfc.go.jp/tyuushou/chosen_m.html

なお、中小企業向けの劣後ローン（挑戦支援資本強化特例制度）については、平成20年4月から中小企業事業において、既に取り扱っていますが、平成20年度2次補正予算で貸付枠を大幅に拡大し、支援体制を強化しています。

<概要>

- ・利用限度：1社あたり2億円
- ・利率：貸付後1年ごとに、直近決算の成功度合いに応じて、9.95%、5.30%、0.40%の3区分の利率が適用。
- ・融資期間：15年（期限一括償還）
- ・担保・保証人：無担保・無保証人

<http://www.c.jfc.go.jp/jpn/search/57.html>

中小・中堅建設企業向け融資制度!!

国土交通省は、平成20年11月4日から「地域建設業経営強化融資制度本制度」を実施しています。これは、中小・中堅建設企業の資金繰りの改善支援のための制度です。

本融資制度は、建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を推進することを目的としています。対象となる建設企業は、公共工事を受注・施工している中小・中堅建設企業で、原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の企業になります。

<詳細は国土交通省のHPまで>

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo14_hh_000035.html

こんな融資制度もあります!!

資金調達に困難な時期が今後も続くと思われるので、様々な資金調達の方法を探ってみよう。

●社会福祉協議会の融資制度

知っておくと役に立つかもしれません。

<例：東京社会福祉協議会>各都道府県にあり

<http://www.tcs.w.tvac.or.jp/activity/index.html>

●福祉医療機構の融資制度

福祉や医療関係の融資制度があります。

<http://www.wam.go.jp/wam/>

●小規模企業設備資金貸付制度

各都道府県の中小企業支援センターが実施しています。設備購入代金の半額まで無利子です。リース契約もあります。

http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/gb110.html

また、各支援センター独自の融資制度を取り扱っているところもありますので、調べてみる価値はあります!!

<各都道府県の支援センター>

http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/todou_sien.html